

議案第 83 号

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

川崎市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年川崎市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 9 条第 3 項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

審査申出書及び口述書への押印を要しないこととするため、この条例を制定するものである。